厚岸町地域強靱化計画

令和６年３月
厚　　岸　　町

目　　次

第１章　はじめ 1

1　計画の策定趣旨. 1

2　計画の位置づけ. 2

第２章　厚岸町地域強靱化の基本的な考え方. 3

1　厚岸町地域強靱化の目標. 3

2　本計画の対象とするリスク. 4

第３章　脆弱性評価 7

1　脆弱性評価の考え方. 7

2　リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定. 7

3　評価の実施手順. 8

4　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）. 9

第４章　厚岸町地域強靱化のための施策プログラムの策定等. 24

1　施策プログラム策定の考え方. 24

2　施策推進の指標となる目標値の設定. 24

3　施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）. 24

4　推進事業の設定. 24

5　町における地域強靱化のための施策プログラム. 25

第５章　計画の推進管理 40

1　計画の推進期間等. 40

2　計画の推進方法. 40

【別表】厚岸町地域強靱化のための推進事業一覧. 41

第１章　はじめ

１　計画の策定趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、厚岸町（以下「本町」という。）においても、これまで釧路沖地震、十勝沖地震、北海道東方沖地震といった地震に見舞われ、今後も本町においては、「日本海溝・千島海溝」を震源とする超巨大地震の発生が高い確率と想定されているほか、昨今の異常気象による豪雨、洪水といった自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26 年６月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。また、策定から５年が経過した平成 30 年 12 月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」が閣議決定された。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝･千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨･豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成 27 年３月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、本町においても、東日本大震災や北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「厚岸町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、本町の地域強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であり、町の強靱化を進める上でも不可欠な課題であることから、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、本町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「厚岸町地域強靱化計画」を策定する。

2　計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられている。このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の地域強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

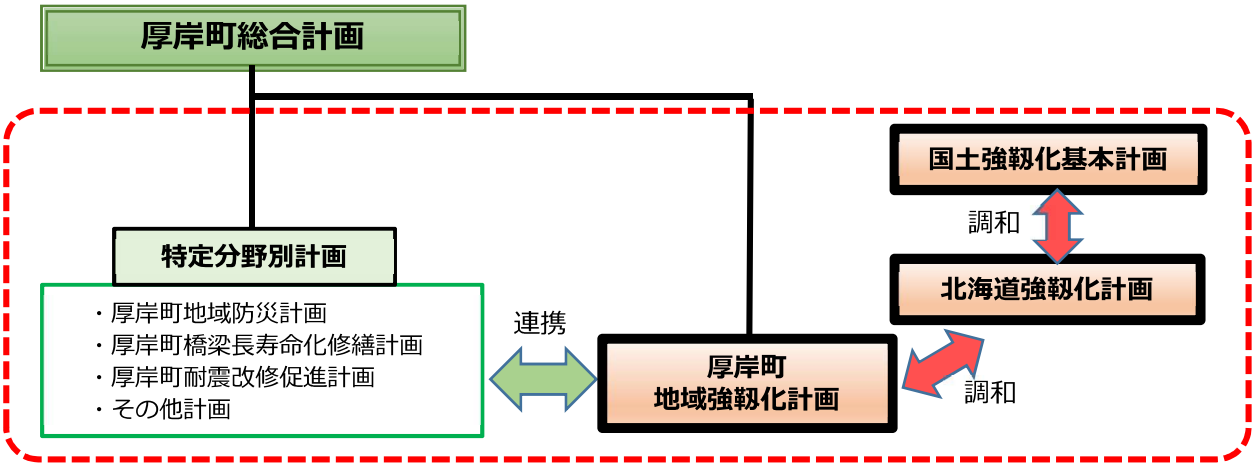

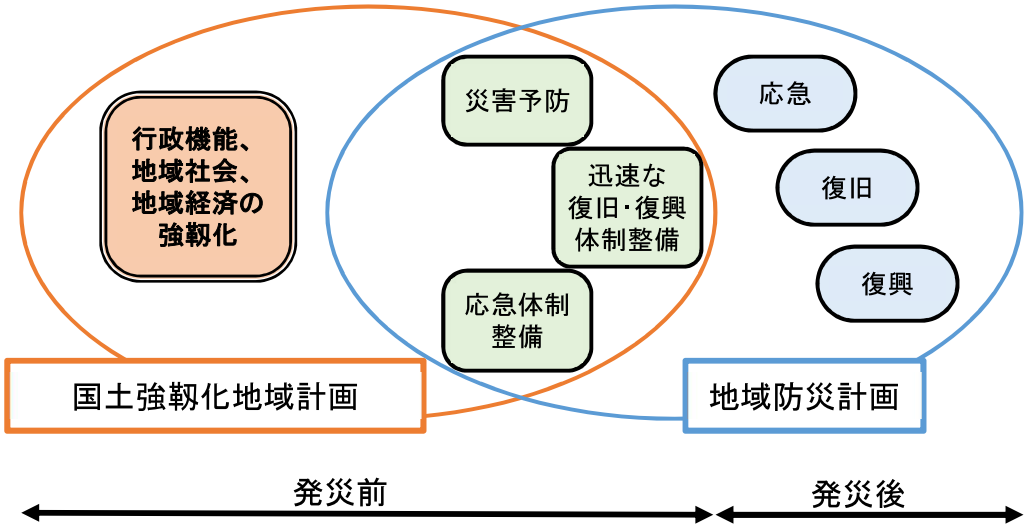

第２章　厚岸町地域強靱化の基本的な考え方

１　厚岸町地域強靱化の目標

厚岸町地域強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持するためのものであり、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通など幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことからも、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

そのため、いかなる大規模災害等が発生しようとも、次に掲げる４つの目標を達成することを目指し、本町における地域強靱化に資する取り組みの総合的な推進に努めるものとする。

厚岸町地域強靱化の目標

１　人命の保護が最大限図られること。

２　町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。

３　町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にとどめること。

４　迅速に復旧・復興がなされること。

２　本計画の対象とするリスク

厚岸町地域強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、強靱化目標の①人命の保護が最大限図られること、②町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③町民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にとどめること、という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

（１）厚岸町における主な自然災害リスク

ア　地震・津波

○　太平洋沖における海溝型地震

・根室沖における今後 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80％程度。
・十勝沖から択捉島沖における今後 30 年以内にM8.8 程度以上の地震発生確率は、７～40％とされ、17 世紀の発生から 400 年程度が経過しており、切迫している可能性が高い。（令和３年１月地震調査研究推進本部長期評価）
・最大クラスの津波が発生した場合、想定される最大遡上高は末広で 34.7m、床潭で 23.3m（平成 24 年太平洋沿岸津波浸水予測図）。

＜過去の被害状況＞

発生年月日	名称	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震度	被害状況
平成 5.1.15	釧路沖地震	7.5	6	重傷１人、軽傷 25 人、住宅一部損壊 574 棟、その他道路、漁港、教育施設等に被害
平成 6.10.4	北海道 東方沖地震	8.2	6	重傷１人、軽傷３人、住宅一部損壊 89 棟、その他道路、漁港、教育施設等に被害
平成 15.9.26	十勝沖地震	8.0	6 弱	軽傷 10 人、住宅一部損壊 88 棟、その他道路、漁港、教育施設等に被害
平成 16.11.29	釧路沖	7.1	5 弱	重傷１人、軽傷２人、教育施設等に被害
平成 16.12.6	根室半島 南東沖	6.9	5 弱	軽傷２人、町営住宅、教育施設等に被害
平成 17.1.18	釧路沖	6.4	5 弱	町営住宅、水産施設、教育施設等に被害

発生年月日	名称	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	震度	被害状況
平成 23.3.11	東北地方 太平洋沖 地震（東日本大震災）	9.0	3	14:49 津波注意報発表 15:14 津波警報発表 津波の高さ　第１波　３ｍ 　　第２波　３ｍ 停電発生、国道・道道通行止め、1,024 人避難、床上浸水 67 戸、床下浸水 165 戸、住宅、工場、水産施設、車両等に被害
平成 25.2.2	十勝地方 南部	6.5	５弱	公共施設に被害
平成 30.9.6	北海道胆振 東部地震	6.7	2	停電発生、軽傷１人、酪農施設、商業施設、きのこ生産施設等に被害

イ　豪雨／暴風雨

○　勢力を保ったまま接近する台風や急速に発達する低気圧等に伴う大雨等による浸水、暴風による建物等の破損被害

＜過去の被害状況＞

発生年月日	被害場所	被害状況
平成 1.7.1	全域	低気圧による大雨により道路（床潭末広間）決壊
平成 1.8.16	全域	台風 14 号による大雨により床下浸水 13 戸､道路決壊 29 箇所
平成 10.9.16	全域	台風５号による大雨により床上浸水１戸、床下浸水５戸、道路決壊８箇所、高潮によりＪＲ花咲線線路決壊
平成 18.10.7	全域	低気圧による大雨により床上浸水３戸、床下浸水３戸、水産被害 327 件、道路決壊５箇所、教育施設屋根鉄板落下
平成 19.7.22	全域	大雨による土砂崩れにより、奔渡地区９世帯 40 人に避難指示発令、床上浸水１戸、床下浸水６戸
平成 22.9.19	全域	局地的大雨により床下浸水２戸
平成 25.4.7 ～10	全域	低気圧による暴風雨により床上浸水１戸、床下浸水３戸、国道通行止め
平成 25.9.16 ～19	全域	台風 18 号による暴風雨により半壊７戸､床上浸水６戸、床下浸水 11 戸、尾幌地区でダウンバースト発生、取水場冠水により 4,107 世帯断水､給水活動のため自衛隊に災害派遣要請、公共施設等被害、農業・水産業被害多数
平成 25.11.10	全域	低気圧による暴風雨により住宅・商業施設等被害（屋根剥離等）
平成 26.6.13	全域	低気圧による大雨により地すべり発生（御供山治山施設）

発生年月日	被害場所	被害状況
平成 27.9.19	全域	低気圧による大雨により床上浸水１戸
平成 28.6.17	全域	低気圧による大雨により地すべり発生（筑紫恋、苦多）、町道通行止め
平成 30.3.9	白浜	低気圧接近による豪雨により道路冠水
令和 2.3.10 ～11	全域	低気圧接近による暴風雨により国道等通行止め

ウ　豪雪／暴風雪

○　急速に発達する低気圧に伴う大雪や吹雪による建物等の損壊被害、交通障害による集落の孤立や産業への影響

＜過去の被害状況＞

発生年月日	被害場所	被害状況
平成 20.3.31	全域	暴風雪により住宅一部損壊 14 棟、水産被害 16 件、停電 1,920 戸
平成 26.3.21	全域	暴風雪により国道通行止め
平成 26.12.16 ～18	全域	暴風雪により農水産業被害、道道（港町）冠水、停電発生（上尾幌地区）
平成 27.1.23	全域	大雪により道道２路線通行止め
平成 27.1.31 ～2.2	全域	風雪により道道３路線・町道１路線通行止め
平成 27.2.15	全域	風雪により国道・道道４路線通行止め
平成 28.1.18	全域	低気圧による暴風雪により道道２路線通行止め

第３章　脆弱性評価

１　脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、地域強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第９条第５項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、本計画に掲げる厚岸町地域強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】

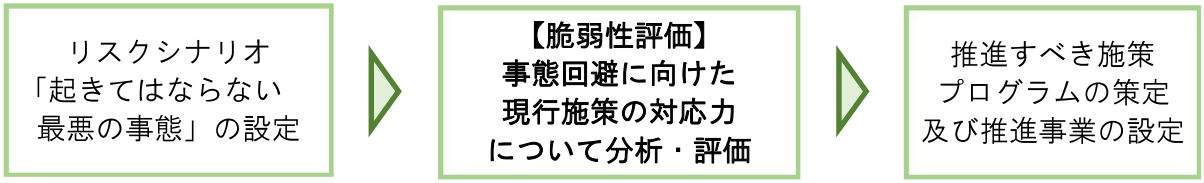

【脆弱性評価において想定するリスク】

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施

２　リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、７つのカテゴリーと 20 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ　20 の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2　土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3　大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6　積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-7　情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2　消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3　被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1　行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1　エネルギー供給の停止
		4-2　食料の安定供給の停滞
		4-3　上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4　町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1　供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2　物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1　農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧･復興等	7-1　災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2　復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

３　評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4　起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の評価結果は次のとおりである。

（１）人命の保護

1-1　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅・建築物等の耐震化）

○　本町では、民間住宅 3,831 棟のうち、昭和 57 年以降建設が 1,722 棟（44.9%）、昭和 56 年以前建設が 2,109 棟（55.1%）となっている。昭和 56 年以前建設の住宅 2,109 棟のうち、北海道の計画と同様に木造住宅の 24%（480 棟）、非木造住宅の 89%（97 棟）が耐震性を有するものと想定すると、昭和 57 年以降建設の 1,722 棟と合わせて合計 2,299 棟（60.0%）が耐震性を有する住宅棟数と想定される（平成 30 年９月時点）。

　法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

○　町内における不特定多数が集まる施設は 29 棟あり、昭和 56 年以前建設が８棟、昭和 57 年以降建設が 21 棟となっている。

　昭和 56 年以前建設のうち、耐震性を有している建築物は公共建築物の５棟であり、多数の人が利用する建築物の耐震化率は 89.7%となっている（平成 30 年９月時点）。これらの施設は、災害時の避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

○　10 年後には延床面積にして７割を超える町有施設等が築 30 年を超える状況にあり、全ての施設を大規模改修することは現在の町の財政状況からすると困難である。

　このことから、今後も活用していく町有施設等については、定期的な点検、診断及び計画的な修繕や改修を徹底する予防保全により長寿命化を推進する必要がある。

○　津波浸水予測区域には多くの施設があるが、施設の利用形態などを踏まえると全ての施設を区域外に移転することは困難であるため、建替えの際には地域住民等の意見を聞きながら、その他の対策についても検討する必要がある。

　また、多数の人が利用する町有施設等は、平常時の安全だけではなく、災害時の拠点・避難施設としての機能を確保することも重要であることから、安全性を確認し、必要であれば耐震基準を満たすよう対応する必要がある。

○　建築物の倒壊・老朽化防止の観点から、空家等の適切な管理や利活用等を促進する必要がある。

（避難場所等の指定・整備）

○　災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、その整備を図るとともに、避難誘導に必要な案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める必要がある。

○　社会福祉施設等を活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な要介護高齢者、障がい者等の要配慮者が、特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を確保する必要がある。

○　災害時の避難場所等として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、施設・設備の整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

（緊急輸送道路等の整備）

○　緊急輸送道路や避難路は、北海道横断自動車道根室線尾幌糸魚沢道路をはじめとして、被災直後から発生する緊急輸送や救急救援活動を円滑かつ確実に進めるために必要不可欠な道路であることから、国や北海道、他市町村と連携して整備を促進する必要がある。

（その他）

○　火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】	
・住宅の耐震化率	60.0%（平成 30 年度）
・多数の人が利用する建築物の耐震化率	89.7%（平成 30 年度）
・公立小中学校の耐震化率	100%
・社会福祉施設の耐震化率（公共施設）	100%
・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	指定緊急避難場所 113 箇所 指定緊急避難場所（津波）38 箇所 指定避難所 38 箇所
・福祉避難所の指定状況	５箇所

1-2　土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（土砂災害ハザードマップの作成）

○　当町では、土砂災害特別警戒区域（12 箇所）、土砂災害警戒区域（18 箇所）が指定されており、今後も土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。

　また、土砂災害危険箇所や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、避難場所や避難情報等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民の土砂災害に対する知識等の向上を図る必要がある。

【指標（現状値）】	
・土砂災害ハザードマップ	未作成
・地すべり危険区域	22 箇所
（うち　農林水産省農林振興局所管地すべり防止区域	８箇所）
・急傾斜地崩壊危険区域	110 箇所
・土石流危険渓流区域	40 箇所
・山地災害危険地区（地すべり危険地区）	７箇所
（崩壊土砂流出危険地区）	43 箇所
（山腹崩壊危険地区）	57 箇所
・土砂災害警戒区域指定数	
土砂災害特別警戒区域	12 箇所
土砂災害警戒区域	18 箇所
・土砂災害危険箇所	129 箇所
・雪崩予想区域	24 箇所

1-3　大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

○　令和２年４月に国が示した津波浸水予測では、役場庁舎が浸水する地域にあることから、津波警報及び大津波警報が発表された場合や厚岸大橋が利用できなくなることを想定し、湖北地区及び湖南地区の「防災拠点」に、その機能を果たすための設備や資機材等の整備を行う必要がある。

○　平成 25 年に作成した津波ハザードマップについて、引き続き周知・啓発を図るとともに、今後、国や北海道より新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備を行う必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

○　高波・高潮及び津波による被害を最小限に抑えるため、今後、護岸等の施設の耐震化対策なども含め、施設整備の促進と町民への周知を行う必要がある。

【指標（現状値）】	
・津波ハザードマップ	作成済（平成 25 年）

1-4　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

○　本町では、汐見川、床潭川、尾幌川に、延長合計で 11,250ｍの水防区域が指定さ

れている。

今後、国や北海道より新たな浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、洪水ハザードマップの見直しを行い、周知する必要がある。

○　内水ハザードマップについて、作成に向けた取組を進める必要がある。

（河川改修等の治水対策）

○　特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る必要がある。

○　町及び北海道は、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削等の治水対策を行ってきたが、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。

○　樋門・樋管、排水施設等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、老朽施設が急増している状況にある。

そのため、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の維持管理を適切に行う必要がある。

○　ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害や高潮による浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの雨水施設の整備が必要である。

【指標（現状値）】	
・洪水ハザードマップ	作成済（令和２年度）
・内水ハザードマップ	未作成

1-5　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

○　異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害に対処するための予防対策及び応急対策は、北海道雪害対策実施要綱に準じ、防災関係機関との相互連携のもとに実施する必要がある。

（防雪施設の整備）

○　道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進するとともに、なだれや地吹雪等による交通障害を予防するため、なだれ防止柵や防雪柵などの必要な防雪施設の整備を推進する必要がある。

○　雪害対策を積極的に実施するため、除雪機械、通信機器の整備点検を行う必要がある。

（除雪体制の確保）

○　各道路管理者（国、北海道、町）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、

豪雪等の異常気象時においては、各道路管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めている。

今後も各道路管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で、多くの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

○　雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮する必要がある。

1-6　積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

○　積雪・寒冷期に適切な避難勧告及び避難指示(緊急)ができるようにしておくとともに、災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整える必要がある。

【指標（現状値）】	
・避難所運営マニュアル	作成済（令和２年度）

1-7　情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

○　関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。

○　迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、国が整備している監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの効果的な活用を図る必要がある。

○　防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、北海道と情報共有を図り、町民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

○　大規模災害発生時においては、防災関係機関が町の災害対策本部に招集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図る必要がある。

（情報伝達体制の強化）

○　避難勧告等の発令基準は設けているが、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速かつ的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にした避難勧告等の判断・伝

達マニュアルを作成する必要がある。

○　町民等への災害情報の伝達手段として、防災行政無線、ＩＰ告知情報端末、緊急速報メール等の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

○　災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

○　災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。

○　災害時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を推進する必要がある。

（地域防災活動、防災教育の推進）

○　災害時に、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動を効果的に行えるよう、自主防災組織の設置及び育成に努め、地域防災力の向上を図る必要がある。

○　防災教育において、学校教育は学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施し、社会教育は、ＰＴＡ、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及を図る必要がある。

○　学校においては、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める必要がある。

【指標（現状値）】	
・自主防災組織数	27 組織（令和２年度）
・避難勧告等の発令基準	策定済（厚岸町地域防災計画）
・避難勧告等の判断・伝達マニュアル	未策定
・防災訓練実施回数	年１回

（２）救助・救急活動等の迅速な実施

2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（物資供給等に係る連携体制の整備）

○　現在、他自治体・民間事業者等との間で応援協定を締結しているが、対象業務の拡大など、必要に応じて協定内容の見直しを行う必要がある。

　また、災害時の応急対策に必要とされる分野によっては新たな協定の締結を検討するとともに、これらの活動が効率的に行えるよう、平時から協力体制を構築する必要がある。

○　東日本大震災におけるＮＰＯやボランティアの活動実態などを踏まえ、北海道が作成している活動指針等の見直しなどによる支援活動や、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

○　大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

○　防災週間や防災関連行事等を通じ、各家庭や企業等においても、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の自発的な備蓄を促進するための啓発活動に取り組む必要がある。

○　財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】	
・防災関係の協定件数（民間事業者等）	17 件（令和２年度）
（自治体）	７件（令和２年度）

2-2　消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

○　町が行う総合防災訓練や各種防災事業など様々な機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応への実効性を高めていく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

○　大規模自然災害時において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、地域に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村等と連携した取組を推進する必要がある。

（救急活動等に不可欠な資機材の整備）

○　消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて、消防団の装備の充実を図る必要がある。

【指標（現状値）】	
・防災訓練実施回数	年１回
・消防団員数	185 名（令和２年度）
（団本部７名、第１分団 65 名、第２分団 60 名、第３分団 25 名、第４分団 28 名）	

2-3　被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（医療支援体制の強化）

○　被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、釧路市医師会等の関係機関との間で災害時医療に係る支援体制の構築を図ることが必要である。

（災害時における福祉的支援）

○　平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し避難行動要支援者名簿の作成・更新など、名簿情報の適切な管理に努める必要がある。

○　福祉施設の入居者の避難先確保や要介護高齢者、障がい者への災害時における人的・物的支援を確保するため、常に地域社会との連携を密にし、地域住民の協力が得られる体制を構築する必要がある。

（防疫対策）

○　災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、避難所内における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から感染症対策として、対象者が定期的な予防接種を適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

○　新型コロナウイルス感染症対策として、感染症を防ぐための避難所レイアウト、密にならない生活ルールの策定、発熱者等専用通路・階段、濃厚接触者用専用通路・階段の設定など、災害時に感染防止対策を考慮した避難所運営を可能とするよう、平時から検討を進める必要がある。

○　高齢者や乳幼児など、感染リスクの高い人の避難所利用を考慮し、町外にある施設を含め、旅館やホテル等の借り上げなど、多様な避難所の確保に努める必要がある。

○　災害時における避難場所等のトイレの確保は、衛生上重要な問題であるため、簡易トイレや非常用の使い捨てトイレ等の備蓄に努める必要がある。

【指標（現状値）】	
・避難所運営マニュアル	作成済（令和２年度）
・町内の医療機関	２施設（町立厚岸病院、田中医院）

（３）行政機能の確保

3-1　行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能等の強化）

○　災害対策本部については、職員の不在などを考慮し柔軟に体制を構築する必要があることから、職員の参集基準、通信手段の確保など明確にするとともに、訓練において機能の検証をする必要がある。

○　災害対策の拠点となる庁舎等について、災害対策本部機能の維持に必要な資機材の整備と災害時における安全性の確保を図る必要がある。

　また、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る必要がある。

○　地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における町民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担う消防団について、地域の防災力・水防力の維持・強化に向けて、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。

（業務継続体制の整備）

○　庁舎や職員が被災し、人材や資源が制限される状況で、被害の影響を最小限に抑えながら優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため、「厚岸町業務継続計画」を策定するとともに、行政の業務継続体制を強化する必要がある。

○　業務遂行の重要な手段として利用されているＩＣＴ機器や情報通信ネットワークの被災に備え、町における「ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」を策定する必要がある。

○　災害時においても、町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、「ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」に基づく取組を計画的に進める必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

○　大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、他の自治体等との応援協定を締結しているが、協定等を効果的に運用するためには、平時からの情報共有など連携強化により、相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】	
・厚岸町業務継続計画	未策定
・消防団員数	185 名（令和２年）
（団本部７名、第１分団 65 名、第２分団 60 名、第３分団 25 名、第４分団 28 名）	

（４）ライフラインの確保

4-1　エネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

○　再生可能エネルギーの導入について、今後更なる拡大が期待できることから国や北海道などの関係機関と連携しながらエネルギーの地産地消など関連施策を推進する必要がある。

（多様なエネルギー資源の活用）

○　未使用木材を活用した木質バイオマスや家畜ふん尿などによるバイオマスエネルギーなど、有機性資源の有効利用を推進していく必要がある。

○　個人住宅への太陽光発電システム設置奨励の継続や、町有施設への太陽光発電システム導入の検討など、自然環境を活かした環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用促進が必要である。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

○　災害時における緊急車両や避難所等への石油燃料供給の安定確保のため、石油関連事業者等との間で協定を締結しており、本協定が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】
・住宅用太陽光発電システム設置助成件数　　６件（令和元年度）

4-2　食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

○　大規模災害により、農水産業生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農水産業の担い手確保）

○　本町の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、後継者の育成や担い手不足などの大きな課題を抱えている。災害発生時を含め、食料の安定供給を将来にわたって確保していくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（特産食料品の販路拡大）

○　大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要である。食の高付加

価値化などによる農水産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】	
・漁港施設の機能保全計画策定率	89.1%（令和元年度）
・陸揚岸壁等の耐震化率	59.7%（令和元年度）
・漁家戸数	346 件（平成 30 年漁業センサス）
・所有漁船数	589 隻（平成 30 年漁業センサス）

4-3　上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設等の防災対策）

○　災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上にあり、計画的な整備を促進する必要がある。

　また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進する必要がある。

○　水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、水道管の耐震化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の防災対策）

○　本町が所管する下水道事業について、災害時に備え、「下水道事業業務継続計画」の見直しを随時進めていく必要がある。

○　地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化を進めるとともに、老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。

○　浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】	
・上水道の基幹管路の耐震適合率	1.85%（令和２年度）
・浄水施設の耐震化率	0.00%
・配水池の耐震化率	82.35%
・下水道事業業務継続計画	策定済
・地震対策上重要な下水管渠の耐震適合率	82.0%
・下水道施設ストックマネジメント計画	策定済
・浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	68.2%（平成 30 年度）

4-4　町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

○　大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要である。そのため、高規格幹線道路と本町の中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策等）

○　落石や岩石崩落などの要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。

○　橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「厚岸町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

○　農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道施設の点検・診断を引き続き推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（５）経済活動の機能維持

5-1　供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（企業の事業継続体制の強化）

○　中小企業の事業継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、関係機関や専門の知識を有する民間企業等とも連携しながら、策定を支援する必要がある。

（被災企業等への金融支援）

○　国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施していることから、その普及・啓発を推進するとともに、災害時における被災企業への支援策の確保に努める必要がある。

5-2　物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

（漁港の機能強化）

○　災害時の漁業活動の継続を確保するための流通拠点として、更に、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を漁港が担うために、漁船の大型化や情勢の変化に対応した漁港の整備など、関係機関と連携を図り、漁港の機能強化を推進することが必要である。

○　大規模災害に備えた漁港施設の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、それぞれの事業主体が国の事業等を活用しながら計画的に実施しているが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることなども想定されることから、一層の計画的整備の促進が求められる。

○　地震・津波など大規模自然災害が発生した場合に、厚岸漁港における漁港施設の被災によって漁港機能が低下することによる地域への影響を最小限とすべく、厚岸漁港を利用する関係機関等が相互に連携を図り、漁港機能の維持及び早期復旧を図ることを目的に「厚岸漁港ＢＣＰ」を策定する必要がある。

【指標（現状値）】	
・漁港施設の機能保全計画策定率	89.1%（令和元年度）
・陸揚岸壁等の耐震化率	59.7%（令和元年度）
・厚岸漁港ＢＣＰ	未策定

（６）二次災害の抑制

6-1　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【評価結果】

（森林の整備・保全）

○　大規模災害等に起因する森林の荒廃は、地域強靭化に大きな影響を与える問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

○　災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

○　農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】
・天然林面積　21,863ha、人工林面積　16,617ha　（平成 31 年度） ・森林の蓄積　5,518,000 ㎥　（平成 31 年度） ・農地、農業用水利施設等の地域資源保全管理組織　１組織

（７）迅速な復旧・復興等

7-1　災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物処理計画の策定）

○　早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」を策定する必要がある。

（地籍調査等の実施）

○　災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

【指標（現状値）】	
・災害廃棄物処理計画	未策定

7-2　復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

○　町と建設業団体において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業団体とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（建設業の担い手確保）

○　減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

（行政職員の活用促進）

○　「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、北海道及び道内市町村の職員派遣による相互応援体制が確立されているため、平時から連絡

先の共有を徹底するなど、必要な連携体制を整えておく必要がある。

【指標（現状値）】
・建設業就業者における 15～29 歳の構成比　 9.8%（平成 27 年国勢調査）

第４章　厚岸町地域強靱化のための施策プログラムの策定等

１　施策プログラム策定の考え方

第３章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「厚岸町地域強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

２　施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

３　施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

『第６期厚岸町総合計画』で掲げる「自然と調和し、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまち」という基本目標の実現を図るとともに、本町の強靱化を国・北海道の強靱化へとつなげるため、めざすまちの姿に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定した。

４　推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

５　町における地域強靭化のための施策プログラム

- 脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載した。
- 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、町、民間の４区分）を末尾に［　］書きで記載した。
- 重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に重点と記載した。
- 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

（１）人命の保護

1-1　地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）重点

- 「厚岸町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用改善など、関係機関と連携したきめ細かな対策を実施する。
  ［国、道、町、民間］
- 住宅及び耐震診断が義務づけられているホテルや旅館等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、耐震化を促進する。
  ［国、道、町、民間］
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、公園など、多くの町民等が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。
  ［国、道、町］

（建築物等の老朽化対策）重点

- 公共建築物の老朽化対策については、町が策定する「厚岸町町有施設等総合管理計画」のほか、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
  ［国、道、町］
- 民間建築物の老朽化対策については、各種支援制度を活用し、老朽建築物の不燃化や建替、空家等の有効活用等の促進を図る。
  ［国、道、町、民間］

（避難場所等の指定・整備）重点

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。
  ［道、町］
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、津波ハザードマップ等に基づき整備を促進する。
  ［国、道、町］

- 要介護高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。
  ［道、町、民間］
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
  ［国、道、町］

（緊急輸送道路等の整備）重点

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化を含め、計画的な整備を推進する。
  ［国、道、町］

指標	・住宅の耐震化率　60.0%（平成 30 年度） ・多数の人が利用する建築物の耐震化率　89.7%（平成 30 年度） ・福祉避難所の指定状況　５箇所
推進事業	・民間大規模建築物耐震改修事業 ・住宅事業防災・安全交付金 ・空家等対策推進事業

1-2　土砂災害による多数の死傷者の発生

（土砂災害ハザードマップの作成）重点

- 土砂災害による被害の低減に向け、北海道の実施する基礎調査等の結果に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、周知を行う。
  ［国、道、町］

指標	・土砂災害ハザードマップ　未作成
推進事業	・総合防災体制整備事業（地震防災対策強化推進費） ・砂防等事業防災・安全交付金 ・治山事業

1-3　大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波避難体制の整備）重点

- 町における津波ハザードマップ及び津波避難計画について、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップの改訂や避難計画の策定を検討する。
  ［道、町］

（海岸保全施設等の整備）重点

- 海岸保全施設の整備について、関係機関と連携し、護岸等必要な施設整備を計画的に行う。
  ［国、道］

指標	・津波ハザードマップ　作成済（平成 25 年）→必要に応じ更新 ・津波避難計画　未策定
推進事業	・海岸保全事業 ・直轄特定漁港漁場整備事業における第３種厚岸漁港整備の促進 ・第１種床潭漁港整備の促進

1-4　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成）重点

- 国や北海道より新たな浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、洪水ハザードマップの改訂及び地域住民への周知を行う。
  ［国、道、町］
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップ作成の取組を推進する。
  ［国、道、町］

（河川改修等の治水対策）重点

- 河道の掘削、築堤、放水路・遊水地の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
  ［国、道、町］
- 樋門・樋管、排水施設等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、適切な維持管理を実施する。
  ［国、道、町］
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。
  ［国、道、町］

指標	・洪水ハザードマップ　作成済（令和２年度） ・内水ハザードマップ　未作成
推進事業	・中小水力発電開発事業 ・防災・安全交付金（河川事業） ・防災・安全交付金（下水道事業） ・社会資本整備総合交付金（下水道事業）

1-5　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制）重点

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、町民への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。
  ［国、道、町］

（防雪施設の整備）重点

- 道路の点検結果を踏まえた要対策箇所について、なだれ防止柵や防雪柵などの対策工事を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。
  ［国、道、町］

（除雪体制の確保）重点

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
  ［国、道、町］
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。
  ［国、道、町、民間］

推進事業	・社会資本整備総合交付金（道路除雪事業） ・防災・安全交付金（除雪機械）

1-6　積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）重点

- 避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。
  ［道、町］

指標	・避難所運営マニュアル　　作成済（令和２年度）
推進事業	・総合防災体制整備（防災情報システム整備費） ・地域づくり総合交付金

1-7　情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）重点

- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な活用を図る。
  ［国、道、町］
- 災害情報に関する関係機関の情報共有と町民等への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、関係機関相互の連絡体制を強化する。
  ［国、道、町、民間］
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、町と北海道を結ぶ総合行政情報ネットワークや衛星携帯電話等の様々な通信手段を活用する。
  ［道、町］

（情報伝達体制の強化）重点

- 災害発生時に町民が安全な避難行動をとれるよう、各種災害に係る避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。
  ［道、町］
- 防災行政無線、ＩＰ告知情報端末、町ホームページやＳＮＳ、Ｌアラート（災害情報共有システム）を活用した迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
  ［国、道、町、民間］

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）重点

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
  ［国、道、町、民間］
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の外国語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
  ［国、道、町、民間］
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定などの対策を推進する。
  ［国、道、町、民間］

（地域防災活動、防災教育の推進）重点

- 自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
  ［道、町、民間］

- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、ＮＰＯなどのノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る。
  ［道、町、民間］
- 教育関係者や児童･生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。
  ［道、町］

指標	**• 自主防災組織数　27 組織（令和２年度）→ 31 組織（令和６年度）** **• 避難勧告等の発令基準　策定済（厚岸町地域防災計画）** **• 避難勧告等の判断・伝達マニュアル　未策定** **• 防災訓練実施回数　年１回**
推進事業	**• 総合防災体制整備事業（防災教育推進費、防災情報システム整備など）** **• 「まさか」に備える危機対策総合推進事業** **• 交通安全施設整備事業（うち強靱化関連経費）** **• 地域観光振興事業** **• 学校安全対策費・防災教育推進事業**

（２）救助・救急活動等の迅速な実施

2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（物資供給等に係る連携体制の整備）重点

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、協定締結先との防災訓練など、平時の活動を促進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
  ［道、町、民間］
- ＮＰＯやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、ＮＰＯやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。
  ［道、町、民間］
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、地震・津波の被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。
  ［道、町、民間］

（非常用物資の備蓄促進）重点

- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。
  ［道、町、民間］

- 支援制度の活用などを通じ、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
  ［道、町］
- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、北海道とともに、広域での物資調達等の体制整備に取り組む。
  ［道、町］

指標	・防災関係の協定件数（民間事業者等）　17 件（令和２年度） （自治体）　７件（令和２年度）
推進事業	・総合防災体制整備事業（防災訓練費など） ・北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業 ・地域づくり総合交付金

2-2　消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）重点

- 総合防災訓練や各種防災事業を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
  ［国、道、町、民間］

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 大規模自然災害時において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、地域に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村等と連携した取組を行う。
  ［国、道、町］

指標	・防災訓練実施回数　年１回
推進事業	・総合防災体制整備事業（防災会議運営費など）

2-3　被災地における医療・福祉機能等の麻痺

（医療支援体制の強化）重点

- 被災時に、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、釧路市医師会等の関係機関と連携し、災害時医療に係る支援体制の構築を図る。
  ［国、道、民間］

（災害時における福祉的支援）

- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な人に対応するため、地域での支援体制の構築を検討する。
  ［町、民間］

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。
  ［国、道、町］

推進事業	・災害医療従事者研修等事業 ・災害福祉広域ネットワーク構築事業

（３）行政機能の確保

3-1　行政機能の大幅な低下

（災害対策本部機能等の強化）重点

- 災害対策本部の機能強化に向け、「厚岸町地域防災計画」の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。
  ［町］
- 地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、町民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
  ［町］

（業務継続体制の整備）重点

- 庁舎や職員が被災し、人材や資源が制限される状況で、被害の影響を最小限に抑えながら優先度の高い業務を維持・継続していくため、「厚岸町業務継続計画」を策定し、災害時における町業務の継続体制を確保する。
  ［道、町］
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」に沿った取組を計画的に進める。
  ［道、町］

（広域応援・受援体制の整備）重点

- 大規模災害発生時における広域的な支援体制の強化に向け、他自治体等との応援協定の枠組みに沿って広域応援・受援体制の構築を図る。
  ［町］

指標	・厚岸町業務継続計画　　未策定
推進事業	・総合防災体制整備費（災害時オペレーションシステム事業費） ・消防力強化対策事業（消防団等育成強化対策費補助金） ・地産エネルギー利用施設立地促進事業

（４）ライフラインの確保

4-1　エネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）重点

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、風力や大規模地熱発電等の導入など、関連施策の検討を進める。
  ［国、道、町、民間］

（多様なエネルギー資源の活用）

- 未使用木材を活用した木質バイオマスや家畜ふん尿などによるバイオマスエネルギーなど、有機性資源の有効利用を推進する。
  ［国、道、町、民間］
- 個人住宅への太陽光発電システム設置奨励の継続や、町有施設への太陽光発電システム導入を検討する。
  ［国、道、町、民間］

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携の強化を図る。
  ［国、道、町、民間］

指標	・災害時における石油類燃料の供給に関する協定　　１件 ・災害時におけるＬＰガス供給等の協力に関する協定　　１件
推進事業	・木質バイオマス資源活用促進事業 ・新エネルギー等率先導入推進事業 ・省エネルギー・新エネルギー促進事業 ・新エネルギー導入加速化事業 ・林業・木材産業構造改革事業 ・地域資源活用基盤整備支援事業 ・地域主体の新エネ導入支援事業 ・エネルギー地産地消事業化モデル支援事業 ・水素社会推進事業 ・水素利活用型ビジネス形成促進事業 ・災害時給油体制緊急整備事業

4-2　食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備） **重点**

- 災害時においても農水産業が安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を推進する。
  ［国、道、町］

（農水産業の担い手確保）

- 農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。
  ［国、道、町］

（特産食料品の販路拡大）

- 大規模災害時における食料の安定供給に対応するために、食クラスター活動など食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。
  ［町、民間］

指標	・陸揚岸壁等の耐震化率　59.7%（令和元年度）
推進事業	・水産基盤整備事業 ・浜の活力再生・成長促進交付金 ・農山漁村地域整備交付金 ・海岸事業（漁港海岸） ・直轄特定漁港漁場整備事業（第３種厚岸漁港） ・水産多面的機能発揮対策 ・漁港機能増進事業 ・地域づくり総合交付金 ・農業人材確保対策推進事業 ・農業農村整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村振興交付金農山漁村活性化整備対策 ・中山間地域等直接支払事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 ・中山間地域所得向上支援対策事業 ・強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金 ・食品製造業のマーケティング力強化事業 ・成長市場向けマーケティング支援事業

4-3　上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設等の防災対策）重点

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化に加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
  また、浄水場の更新と併せて新たな水源の確保に向けて取組を推進する。
  ［国、道、町］
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。
  ［国、道、町］

（下水道施設等の防災対策）重点

- 災害時に備えた「下水道事業業務継続計画」の更新を図るとともに、下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
  ［国、道、町］
- 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。
  ［国、道、町］

指標	• 上水道の基幹管路の耐震適合率 1.85%（令和２年度）→ 7.15%（令和７年度） • 下水道事業業務継続計画　策定済 ※見直しによる継続実施 • 地震対策上重要な下水管渠の耐震適合率　82.0% ※管路更新と共に耐震化を図る • 下水道施設ストックマネジメント計画　策定済 ※見直しによる継続実施 • 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 68.2%（平成 30 年度）→ 79.3%（令和６年度）
推進事業	• 漁業集落環境整備事業 • 防災・安全交付金（下水道事業） • 水道水源開発等施設整備費国庫補助金事業 • 生活基盤施設耐震化等交付金事業 • 地域づくり総合交付金事業 • 社会資本整備総合交付金（下水道事業） • 生活排水処理施設整備事業（浄化槽事業）

4-4　町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの整備）重点

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と本町の中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。
  ［国、道、町］

（道路施設の防災対策等）重点

- 道路点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
  ［国、道、町］
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
  ［国、道、町］

（鉄道の機能維持・強化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。
  ［国、道、町、民間］
- 国や北海道、鉄道事業者と連携し、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。
  ［国、道、町、民間］

推進事業	**・北海道新幹線建設等促進事業** **・社会資本整備総合交付金（道路）** **・防災・安全交付金（道路）** **・国際航空ネットワーク形成推進事業** **・道内路線トライアル運航実施事業** **・航空ネットワーク形成推進事業** **・国際航空ネットワーク拡大強化事業** **・交通対策調整事業（鉄道利用促進事業）**

（５）経済活動の機能維持

5-1　供給網の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

（企業の事業継続体制の強化）

- 大規模災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、町内に立地する中小企業等における事業継続計画の策定を促進する。
  ［国、道、町、民間］

（被災企業等への金融支援）

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援及び中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を行っていることから、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、中小企業等に対して情報提供を実施する。
  ［国、道、町］

推進事業	**・地産エネルギー利用施設立地促進事業** **・中小企業ＢＣＰ策定促進事業** **・中小企業総合振興資金貸付金**

5-2　物流機能等の大幅な低下

（漁港の機能強化）

- 災害時の漁業活動の継続を確保するための流通拠点として、更に、緊急物資や人員などの輸送拠点としての役割を担う漁港の機能強化に向けた漁港施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策等を計画的に推進する。
  ［国、道、町］
- 厚岸漁港ＢＣＰの策定を進め、それに基づき、被災した際の漁港機能の維持・継続を図るための対策を推進する。また、災害時における関係機関との相互応援体制の強化を図る。
  ［国、道、町］

指標	**・厚岸漁港ＢＣＰ　未策定**

（６）二次災害の抑制

6-1　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（森林の整備・保全）重点

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
  ［国、道、町、民間］
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。
  ［国、道、町、民間］

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。
  ［国、道、町］

指標	・天然林面積　21,863ha、人工林面積　16,617ha　（平成 31 年度） ・林業従事者数　48 人（平成 27 年）→48 人（令和６年） ・きのこ生産者数　９戸（平成 30 年）→12 戸（令和６年）
推進事業	・森林整備事業（造林・林道） ・未来につなぐ森づくり推進事業 ・国有林エゾシカ捕獲事業 ・道有林エゾシカ緊急対策事業 ・鳥獣被害防止総合対策事業 ・農業水路等長寿命化防災減災事業 ・多面的機能支払事業

（７）迅速な復旧・復興等

7-1　災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物処理計画の策定）

- 早期の復旧･復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理体制の整備を図る。
  ［国、道、町］

（地籍調査等の実施）

- 災害後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査等を推進する。
  ［国、道、町］

指標	・災害廃棄物処理計画　　未策定 ＊平成 30 年３月に改定された国の災害廃棄物対策指針に基づく計画
推進事業	・地籍調査事業

7-2　復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
  ［道、町、民間］

（建設業の担い手確保）

- 災害時の復旧･復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靭化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保対策など、関係団体等と連携した取組を推進する。
  ［国、道、民間］

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・北海道及び他市町村との行政職員の相互応援体制を強化する。
  ［国、道、町］

推進事業	・総合防災体制整備事業（防災訓練費） ・建設業経営体質強化対策事業

第５章　計画の推進管理

１　計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね５年とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

２　計画の推進方法

（１）施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《施策毎の推進管理に必要な事項》
・当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局 ・計画期間における施策推進の工程 ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点 ・当該年度における予算措置状況 ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項 ・指標の達成状況等

（２）ＰＤＣＡサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというＰＤＣＡサイクルを構築し、厚岸町地域強靱化の継続的な向上を図っていく。

【別表】厚岸町地域強靱化のための推進事業一覧

所管課	事業名	箇所名・地区名
環境林務課	生活排水処理施設整備事業	下水道計画区域外の地域
	鳥獣被害防止総合対策事業	厚岸町全域
水産農政課	水産基盤整備事業	厚岸町全域
	浜の活力再生・成長促進交付金	厚岸町全域
	農山漁村地域整備交付金	厚岸町全域
	海岸事業（漁港海岸）	厚岸町全域
	直轄特定漁港漁場整備事業	厚岸町全域
	水産多面的機能発揮対策	厚岸町全域
	漁港機能増進事業	厚岸町全域
	地域づくり総合交付金	厚岸町全域
	漁港・海岸・水産振興等に関する、国・道・町の各種事業	厚岸町全域
	農業人材確保対策推進事業	厚岸町全域
	農業農村整備事業	厚岸町全域
	農村地域防災減災事業	厚岸町全域
	農村漁村振興交付金農山漁村活性化整備対策	厚岸町全域
	中山間地域等直接支払事業	厚岸町全域
	農山漁村地域整備交付金	厚岸町全域
	強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金事業	厚岸町全域
	食品製造業のマーケティング力強化事業	厚岸町全域
	農業水路等長寿命化防災減災事業	厚岸町全域
	多面的機能支払交付金事業	厚岸町全域
	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	厚岸町全域
	中山間地域所得向上支援対策事業	厚岸町全域
建　設　課	社会資本整備総合交付金事業	厚岸町全域
	防災・安全交付金事業（道路事業） ・事 業 名　床潭末広間道路整備事業 ・期　　間　H20～R10 ・総事業費　2,531,573 千円	厚岸町全域

所管課	事業名	箇所名・地区名
水　道　課	防災・安全交付金事業（水道・下水道事業） ・事 業 名　基幹管路配水管更新事業 ・期　　間　Ｒ５～Ｒ32 ・総事業費　1,699,008 千円	湖北・湖南地区
	厚岸浄水場更新事業	太田地区
	筑紫恋地区配水管更新事業	筑紫恋
	尾幌地区配水管更新事業	尾幌
	社会資本整備総合交付金事業	下水道区域内
危機対策室	防災・安全交付金事業 （市街地整備事業＜都市防災推進事業＞） ・事 業 名　（仮称）防災交流センター整備事業 ・期　　間　Ｒ５～Ｒ７ ・総事業費　3,186,312 千円	港町、真栄

厚岸町地域強靱化計画

令和３年２月　策定
令和６年３月　一部修正

編集・発行
厚 岸 町 危 機 対 策 室 危 機 対 策 係
〒088-1192　厚岸町真栄３丁目１番地
TEL:0153-52-3131　FAX:0153-52-3138